

## 第6回新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会 議事録

開催日時：令和7年1月30日（木）午前10時～正午

場 所：新潟県自治会館別館3階第1研修室（新潟市中央区新光町4-1）

参加者：委員17人、県11人（委員等名簿参照（No.19の和田部参事は欠席））

議事等：次第に沿って開催

### 1 開会

### 2 あいさつ（新潟県福祉保健部障害福祉課長 島田久幸）

本日は御多忙のところ、第6回新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。私、県障害福祉課長の島田です。一言、ご挨拶申し上げます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、日頃より、本県の障害者施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本委員会につきましては、これまで書面開催を含めて5回の会議を開催し、委員の皆様から、多くの貴重なご意見を頂戴してまいりました。

本日説明する条例案につきましては、これまでの委員の皆様のご意見をはじめ、タウンミーティング、パブリックコメント等による、県民や関係機関・団体からのご意見なども踏まえて作成した最終案となります。

条例の名称につきましては、『障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例』から『障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例』に変更したところです。

これは、タウンミーティング等において、「～ある人もない人も～」という表現が「障害のある人とない人を区別している」というご意見や、「障害を理由とする差別解消のための条例ということが明確に伝わるような名称の方が適当」というご意見を踏まえて変更したものであります。

皆様には、書面開催とさせていただきます第5回の検討委員会でご承諾いただき、パブリックコメントでは、「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」という名称で意見募集したところです。パブリックコメントにおけるご意見についても、後ほど、説明させていただきます。

もう一つの議事となる、今後の対応につきましては、条例施行に向けた対応について、説明させていただきますので、こちらにつきましても、ご意見・ご助言いただけたらと思います。

会議につきましては、本日が最終回という予定としております。これまでの委員の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、本日も、皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

### 3 委員の退任及び新委員の選任について

- ・新発田市手をつなぐ育成会スマイル  
佐藤隆之氏 の委員退任を報告
- ・社会福祉法人新潟みずほ福祉会 檜の木  
高橋司氏 の委員選任を報告

### 4 議事

丸田秋男委員長が議事を進行

#### (1) 条例案（最終案）について

〔事務局〕

障害福祉課、課長補佐・計画推進係長の小河原です。これまでの、ご議論含めて、誠にありがとうございます。

ご意見等を踏まえ、最終案をまとめたので、これから説明させていただきます。

最終案の説明をする前に、先ほど島田の方からも話がありましたが、パブリックコメントの意見と県の対応について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

今回のパブリックコメントにつきましては、昨年12月6日から今年1月6日まで照会をしたところです。

結果といたしましては、全体で23件のご意見をいただいたところです。8人23件となっております。

23件のうち、意見を反映したものが1件、既に記述済みのものが2件、記述を変更しなかったものが20件となります。

まず、No.1、名称についてです。1ページをご覧ください。

条例の名称について、新潟市の条例名称を議論した際は、より広く市民から受け入れてもらえるようにしようとの考えもあり、現行の名称に決めた経緯がある。現在は当時よりも、差別解消ということへの理解も広がり、かつそれは社会の構造によって作られているものとの認識も深まってきているので、差別解消の趣旨をより明確にした名称の

方が良いように思う。という意見に対して、令和6年8月に開催したタウンミーティング等においても差別解消の趣旨が明確に分かる名称がよいという趣旨の意見があったところであり、「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」として議会に提出する予定です。という県の対応案としています。

続きまして、No.2、前文についてです。

「私たちは、改めて ～（中略）～ 取組を推進していかなければならない。」における「私たち」の立ち位置がわかりにくい。誰、どの立場をさしているか。条例を作り、取組を推進していく立場の人たちという理解でよいか。そこに県民一般は含まれるか。という意見に対して、県民一人一人が、障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる包摂、インクルージョンの考え方に基づく取組を推進していく必要があり、「私たち」は県民全般を示しています。という県の対応案としています。

次に、No.3、第1条目的についてです。

すばらしい目標だと思うが、いまだに実現に至っていない現状をどのように改善されるのか。生命保持の基本である、呼吸に必要な空気のバリアフリーを訴え続けて5年経過しようとしています。香りの害、香害の周知すら不十分な現状であるというご意見をいただいております。

この香りの害、香害についてのご意見に対する県の対応ですが、香害により化学物質過敏症等の症状が誘発され、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態のある方についても、条例の対象、障害者ということとなります。

個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により、県民の理解等を促進することとしており、化学物質過敏症、ここサイエンスの科学となっていますが誤字ですので、化け学の方の化学ということで、直させていただきたいと思っております。

このNo.3の他にもありましたので、公表する際は、訂正をして公表をして参ります。

化学物質過敏症で洗剤柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用してる人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図って参りますということで、啓発活動で対応していきたいという対応です。こちらについても、記述の変更はなしという整理にいたしたいと思っております。

No.4、第2条定義のところでは、

タウンミーティングの際の意見を反映し、(5) 障害を理由とする差別を加えていただいたことは良かったと思っております。その上で、順番として、(5)としていた障害を理由とする差別を(3)として、現在の(3) 不当な差別的取扱い、(4)合理的配慮を繰り下げた方が、定義としてはわかりやすいのではと思っております、というご意見をいただいております。こちらは、ご指摘の通りというところで、ご意見の通り、修正しますという対応案

にしております。

続きましてNo.5です。香害の関係です。

障害者手帳の有無は不問という言葉が必要なのではないかと。社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮のすべてを享受できない化学物質過敏症患者は障害者手帳の対象ではないが、内閣府は国会で合理的配慮の対象と回答している。他の地方行政では、具体例として、化学物質過敏症ホームページ上で提示している。少なくともキーワードのところに記載すべきではないかというご意見です。

こちらについての県の対応ですが、障害者の定義については障害者基本法や、障害者差別解消法における、定義を参考にして規定しております。

障害者手帳の有無にかかわらず、化学物質過敏症により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方についても、条例の対象となる旨は、条例の解説等によって周知して参りますというのが、県の対応です。

続きまして3ページ、No.6をご覧ください。

基本理念ですが、第4号で、「社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」について、今現在、行政の会議や障害福祉分野の会議が行われる際に当事者抜きで決まることがいまだにあるように感じている。今後条例が制定制定された後に、会議などがあるかと思いますが、貴庁は当事者を交えることなどは考えているのかというご意見です。

こちらにつきましては、県では、必要に応じ障害当事者に各種会議の委員となっただいてるところであり、今後も会議の趣旨等を踏まえながら、適宜対応して参りますという回答としたいと思っております。

No.7、第3条基本理念、(6)障害及び障害者の理解を深めることについて、具体的にどういった形で理解を進めていこうと考えているかということです。長年耳にしてきたが、行動に移されてるということは正直感じないというご意見ですが、こちらにつきましては、県の対応といたしまして、これまでも県ホームページや新聞等で啓発を行ってきたところですが、周知が十分に行き届いていないこともあるかと思えます、ということで、ご意見を踏まえ、周知方法も工夫しながら、県民等の障害及び障害者についての理解促進をさらに図って参るということで考えております。

No.8、こちらも香害の関係です。香害の関係は、先ほどお話ししたNo.3を含めて15件きてるところです。県の対応としては、啓発活動で周知啓発を行っていきたい、というふうに考えております。

4ページのNo.9とNo.10も、香害の関係ですので、同様の対応案とさせていただいております。

5ページにおいても、No.11とNo.13が、同様のご意見です。

No.12 をご覧ください。不当な差別的取扱いの件です。

条例ができたからすぐ差別がなくなるとは到底考えられない。一部で反発的な意見も出てくると考えている。当事者からすると差別というものは常に怖い存在として、身近に感じている。条例制定後、県民に周知をしていくと思うが、どのように周知をし、理解を示していただくのかというご意見ですが、こちらも、周知方法を工夫しながら、県民等の障害及び障害者についての理解促進をさらに図って参るという趣旨で、回答をしたいと思っております。

No.14 も香害の化学物質過敏症の関係です。

No.15 ですが、相談支援体制の整備についてです。相談体制の中に、ピアカウンセリングというものは含まれていないのかということで、ご意見をいただいております。

ピアカウンセリングというのが、まだ知ってもらおうと段階なのでということで、ご意見をいただいておりますが、こちらについては、ご意見の通り、障害者が相談しやすい環境整備の一つとして、障害当事者による相談は非常に重要だというふうに考えておりました。第 11 条において、地域相談員について規定をしているところです。第 1 号の身体障害者相談員については身体障害者本人、第 2 号の知的障害者相談員は知的障害者の保護者がつくことを想定した制度であり、また、同条第 3 号において、精神障害者をはじめとする障害者及びその家族等を規定し、ピアサポーター等に相談を受けていただくことを想定していますというふうに回答したいと思っております。

No.16 については、こちら香害の関係です。

No.17 ですが、勧告・公表・施行状況の把握等のところです。

業者だけでなく、県や市町村の対応も、個人の特定ができないような配慮の上で、すべて公表すべきというご意見です。

こちらは、冒頭が香害によりということで記載をしておりますが、香害に特化してるわけではありませので、最初の一段落目については取らせていただいて、勧告及び公表については、条例に基づき適切に対応して参ります、ということで、記載をしていきたいというふうに考えております。

あっせんの申立てを行うことができるのは、事業者による障害を理由とする差別に係る事案ですけど、県や市町村によるものについても、第 17 条に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の意見も踏まえて、事例の分析結果の公表等適切に対応して参ります、という対応案にしたいと思っております。

No.18、No.19 については香害の関係です。

8 ページご覧ください。

No.20、No.21 についても同様に化学物質の関係です。

9 ページご覧ください。

No.22 ですが、この案の内容や表示方法を含めて、誰もが理解し広く周知が広まるようなものとは思えない。噛み砕いたやさしい言葉や、理解しやすい表現、読みやすいレイアウトを、障害者目線で構成する必要があると思うというご意見ですが、こちらについては、条例解説、わかりやすいパンフレット等で、啓発活動の充実に努めて参りますという対応案にしております。

最後のNo.23 ですが、条例を作って終わりなら条例に意味はないということにして、今後は、県民への意識啓発を、通り一遍のやり方ではなく、手法を工夫しながら力を入れてやっていただきたいというご意見です。

こちらについては、基本理念に則って、県の責務を果たすとともに、国及び市町村とも連携等しながら、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んで参ります。また、啓発活動にあたっては、県民等に周知が図られるよう、工夫しながら取り組んで参りますということで回答をしたいというふうに考えております。

パブリックコメントの意見に対する県の対応については、このような形で回答したいというふうに考えておりますので、後程、ご意見をいただけたらと思います。

次に、今回のこのパブリックコメントも踏まえた、条例の最終案についてです。

資料の3をご覧ください。

なお、資料3-1が最終案となっております、資料5が、パブリックコメント時の条例案との比較となっておりますので、並行して見ていただければと思います。

まず条例最終案のポイントですが、骨格は変更しておりません。

パブリックコメントの条項を変更した方がいいのではというようなご意見、さらには、県庁内での法規審査において、用語が正しく使われているかとか、細かく見るようなところもあり、直した箇所もあるので、ご了承いただければと思います。

条例案ですが、条例の名称については、先ほど課長の方からも話がありましたとおり、「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」といたします。

前文が最初にあります、4段落目、このような状況の中というところですが、このような状況の中、本県では、障害の有無にかかわらず誰もが、ということで、パブコメ時から直しております。ここは、パブコメ時、障害のある人もない人もということで記載をしておりましたので、名称だけじゃなく、本文の中でも直したというところではあります。

続きまして2ページをご覧ください。

定義のところになりますが、第2条のところではあります。

第3条に、先ほどのパブコメの意見も踏まえまして、障害を理由とする差別を第3号にしたところではあります。不当な差別的取扱いについては第4号とし、合理的配慮を第5号にしたところではあります。

なお、合理的配慮については、社会的障壁の除去を必要としていることを認識するこ

とができる場合において、ということで文言整理をしております。こちらは、法規審査の中で修正をしたところでは。

基本理念ですが、第3条の第1号ですが、すべての障害者が、障害のない人と等しくとしていたところ、障害者でないものと等しくということで、文言を修正しました。

また、基本的人権を享有する主体として、ということで、人権の主体としてとしていましたが、法令等を踏まえて、基本的人権を享有する主体として、とした次第です。

そして、これまで第2号に規定をしていた、障害のある子供のインクルージョン・包摂の関係ですが、こちらは、第5号に変更しています。

法規審査の中で、並びとして、全ての障害者だというのが並んだ後に、こどもについての記載が来るという並びが適当、というご意見も踏まえまして、修正をしたところでは。

第7号ですが、県、県民、事業者及び市町村その他関係機関がそれぞれの責務を果たすということで、これは役割から責務ということで修正をしたところでは。これまで県民等の役割としていたところなんです、障害者差別解消法で、国民の責務ということになっておりますので、条例で役割を落とすのではなく、法律で責務となっているものは責務とすべきというようなご意見もありましたので、責務ということで修正をしたところでは。

続きまして4ページをご覧ください。

第5条ですが、第2項、取り組む際というのを取り組む場合にはと直しております。

なお、細かい字句修正は以降もありますが、新旧対照表の方でも、ご確認いただけたらと思います。

第6条ですが、県民等の責務ということで、先ほどの役割を責務に修正をしたところで、第1項第2項ともに、努めるものとするを、努めなければならないということで法律と同様の書き方にしたところでは。

第7条、啓発活動のところですが、これまで第18条で規定をしておりました。第8条の財政上の措置もそうなんです、今までは、相談体制の整備の中に入っていたところですが、全体にかかる話という指摘がありまして、総則に移動したところでは。

そして、この啓発活動の項、これまで、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を示すとしていたところですが、最初の定義のところ、障害を理由とする差別が、不当な差別的取扱い、合理的配慮を行わないこと、ということで、既にうたっていますので、障害を理由とする差別に係る具体例を示すなどということで修正しました。

続きまして5ページをご覧ください。

第11条ですが、これまで(1)不当な差別的取扱いに関すること、(2)、合理的配慮に関すること、としていたものを、(1)障害を理由とする差別に関することと、まとめ

た次第です。

第2項ですが、前回まで、県が差別相談を受けたときにあっせんの申立てを支援することとしていたのですが、こちらについては、あっせんの申立てを支援することについては当然やることという指摘が審査の中でありまして、ここについては取るべきというような話もあり削除させていただきました。ただ、こちらは運用の中でしっかり、あっせんの申立てを、県として支援して参ります。

続きまして第12条の相談機関です。

こちらは文言の整理と、第2項になりますが、障害者権利擁護センターについて、どういった根拠に基づくセンターなのかというところを、しっかりと示すようにという、指摘があり、法律の中で規定されている権利擁護センターだということがわかるように規定をしております。

第13条です。

地域相談員との連携のところですが、こちらについては、市町村からの委託等による差別相談に応ずる次に掲げる者を言うとしておったところですが、第1号で、身体障害者福祉法第12条の第3項第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する身体障害者相談員、第2号で、知的障害者福祉法第15条の2第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する知的障害者相談員と、変更しまして、第3号についても、市町村から委託を受けてという記載を、追記したところ です。

6ページご覧ください。

第14条につきましては、条項がずれましたので、知事は、第10条第2項に規定するとしていたところを、第12条第2項に規定する、ということで変えています。

その他、文言を追加したところ です。

第15条、あっせんの申立てですが、こちらについては、字句修正をしています。

第16条、協議会によるあっせんですが、こちらは項目をあっせんとしていたところを、協議会によるあっせんと、どこがあっせんをするかというところを明記をしたところ です。

以下、勧告が第15条から17条に、7ページに移りまして、公表が第16条から第18条に変更したところ です。

第19条、施行状況の把握等ですが、前回まで、協議会が、条例の施行状況の把握をするということになっていましたが、それは県が行うべきだということで、審査の中で指摘を受けましたので、修正をし、段階を踏んだ条項にしています。

まず、第1項として、県は、毎年度、差別相談にかかる事例を分析するとともに、この条例の施行の状況を把握し、その結果を公表するとしております。

第2項ですが、協議会は、障害を理由とする差別の解消に関し必要な事項について、

知事に対して意見を述べることができることといたしまして、第3項として、県は、前項に規定する意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする、というふうに規定を修正いたしました。

最終の条例案については、以上の通りとなります。

なお、資料3-2につきましては、これまでも皆様にお示しをしていたところかと思いますが、今回の最終案に合わせて、修正したところです。

基本理念のところは、順番を変えまして、障害のあるこどもへの地域社会の包摂ということで5番目に移動したところですし、県民等の役割が県民等の責務に修正をしたところ、啓発活動が総則の中に加わったというところです。

その他、施行状況の把握等につきまして、施行状況の把握と公表と、協議会による意見という項目にしたところです。

なおキーワードについても、障害を理由とする差別を追加したところです。

最後になりますが資料の4-1と4-2です。こちらについては、これまで相談支援体制と事案解決のためのフロー図が一緒になっていて、わかりにくいところもありましたので、1枚目4-1は相談支援体制を一つでまとめ、記載をしております。

矢印の下に書いているように、基本的にはこの矢印の上までで事案が解決するのが理想ですが、相談支援・調整で解決が期待できない事業者による差別事案については、解決に向けてあっせんの申立てが可能という記載ぶりにしまして、資料4-2のような形で記載をしたところです。

障害者、家族等が、あっせんの申立てを県にしまして、県は、必要があると認められるときに、障害者差別解消支援地域協議会に、あっせんの求めを行う。協議会は、あっせん部会を設置しまして、あっせんが適切かどうかというところを判断し、協議会の方から、事業者にあっせんをしまして、事業者があっせんに応じれば事案解決ということになりますし、あっせんに従わない場合は勧告、公表という流れとなるものです。

次のページからは、県及び市町村の相談窓口を、参考に記載したところです。

こちらは、現在でもホームページで周知をしているところですが、来年度以降、条例で規定の地域相談員ですとか、市町村にも確認しながら、増やしていく必要があるのかなというふうに考えております。

条例の最終案の説明については、以上です。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。では、ただいまご説明いただきました最終案について、委員の皆様からご質問或いはご意見がありましたら、伺いたいと思います。

〔黒岩副委員長〕

2 つあるんですけれども、法規審査の指摘で修正されたところがあるということで、基本理念のところ、こどもについての規定が5番目になっていますが、これは元に戻していただきたいと思います。すべての障害者を先にして、こどもを後にするというルールはないと思いますし、障害者権利条約のこと、多分ご存じないです。

総括所見では、インクルーシブ教育・脱施設化と、現在(2)で規定している選択の機会の確保、この2つが一番強い勧告といったところで、インクルーシブ教育というのが共生社会の実現には重要であるとされてきたところですが、もとの通りの順番にさせていただくのが一番、その意味として合っていると思いますので、これは戻していただきたいなと思っています。

もう一つが新しい11条なんですけれども、あっせん申立て支援が削られてしまっています。これも当然行うことだからということですが、ご存じないかなと思う。

全国で、関係調整により解決しなかった事例は多々あるはずであるにもかかわらず、あっせん申立ての件数は極めて少ない。関係調整がうまくいかなかったときにあっせんの申立てができるということがきちんとされているのか、それに対する支援が提供されているのかが非常に大きな疑問があって、こういう問題意識から、ある時点から、他の条例も踏まえて入れることとなったわけですね。

それを踏まえて、これは必ず入れていただきたいということで、当初から強く求めている部分ですので、当然だから入れないのではなくて、当然ではないので、これは必ず入れてほしいと思います。

〔島田課長〕

ありがとうございます。

そこは十分、この検討委員会での議論等も踏まえた上で、法規の方ともかなり議論をしたんですけれども、もちろん、またこういうご意見があったということは、今日の検討委員会を踏まえ、また法規の方とやりとりしたいと思いますが、基本理念のところは、法規の見解です。

第1号から第4号、ここはワンセットで、実は、障害者基本法を踏まえた規定を入れているところなので、ここがやっぱりひとかたまりであるべきだろうという意見でありますので、まず、こどものインクルージョンなんだということは、意見交換しましたけども、最終的に法規の審査の中でこういうふうになったというところです。

あとは、申立ての支援についても、明石の条例とかも踏まえて、ここを特出しすべきだというようなことで議論したんですけれども、当然やるべきことで、そこを支援するというのであれば、条例に書かずとも、県がやればいい話だというのが、法規の見解

です。

なお、今日ご意見いただきましたので、また法規とやりとりしたいと思いますが、最後、そこも踏まえた県としてのどういう案にするかというのは、県のジャッジに委ねさせていただければと思っております。

〔黒岩副委員長〕

障害者基本法は基本にすぎなくて、障害者差別解消法もあるわけなんですけど、その中にはっきりと横出しとかを上乗せ条例は良いというふうに書いてあって、基本法とか差別解消法に何か従わなければいけないというのは全くなく、むしろ各地の条例ごとにその現場での意見を踏まえた特色を出す方が、法が求めているものに合致すると思いますので、新潟県条例の特色として、インクルーシブ教育を上順番にあげていただきたいと思います。

もう一つの方も、当然のことを入れる弊害が何かあるのか全くわからないので、弊害がないということであれば必ず戻していただきたいと思います。

〔丸田委員長〕

黒岩副委員長からご意見がありましたので、今日の場においては副委員長からそのような要望意見があったということ踏まえていただいて、引き続き事務局の方で、必要な検討をするということになりますか。そこはいかがでしょうか。

〔島田課長〕

繰り返しになりますけれども、これまでの議論を踏まえて、今、黒岩副委員長がおっしゃった趣旨を十分に伝えた上で、法規とやりとりをしてきた上での結論でありますけれども、今日、検討委員会でもまたご意見が出たということで、協議をさせていただき、最終的には、県としてどういうジャッジにするかというふうなことになるかと思えます。

〔丸田委員長〕

黒岩副委員長いかがですか。

〔黒岩副委員長〕

はい。

〔丸田委員長〕

すでに法規と十分な検討を行い、県としての考え方を整理したものでありますが、改めて副委員長から意見がありましたので、意見について受けとめいただき、またフィードバックをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

後程、各委員から、この条例に対する思いですとか、県に対して期待することについて、お1人ずつ、ご発言をいただくことになっておりますが、まずはこの最終案に関するご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

やはり、当事者の方々のご意見は大変大事でありますので、まず目黒委員いかがですか。最終案に関するご質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

〔目黒委員〕

最終案、今日提示していただきました。こちらを見ますと、やはり、法律第1ではないでしょうか。そうではなく、私たちを理解していただく、それを強く出していただきたい、そう考えております。

今、言葉を見ていきますと、やはり法律が第1ではないかと思っております。このままの堅いイメージということになりますと、今後また議会で制定というよりは、まず私ども、私たちの気持ち、話し合った中身を、方向性として進めていただきたいと思っております。これを見て、きちんと十分に理解できないという人もいるかもしれません。

やはり、そのためにも何か、わかりやすいものであったりとか、イラストであったりとかを使って作っていただく。それをホームページなど、広報に広げていただくというようなことを進めていただければと思っております。

〔事務局〕

ご指摘の通り、これまでもご意見いただいておりますように、条例だけだと、わかりにくいというところは重々承知しておりますし、皆さんからも、ご意見いただいておりますので、条例を制定し、県民に周知する際は、わかりやすい版を作るなどして、しっかりと皆さんに届くような形で啓発をして参りますので、よろしくお願いいたします。

〔皆川委員〕

本当にいろいろ検討委員会で検討して、今の条例ができたということ、私たち障害を持ったこどもの親として、これからもっと生きやすくなるのではないかなと思っておりますけども、目黒委員からもお話があったし、私も以前お話しさせていただいたかと思うんですけど、小学生から本当に県民全員がわかりやすい形が多分出てくると期待しております。よろしくお願いいたします。

それと、本当に私、わからなかったんですけど、今日、県民の声で、香害、においに

対して、これだけの意見と、当事者の方から思いが出てるということは、これから、どういうふうに合理的配慮でやっていくのか。本当は業者さんがみんなにおいをつけているところなので、国もそこを、やっていくっていうふうには言っているみたいですけどそれをどういうふうに、国も県も香害についてどうお考えになってるか、今後やはり、これで困ってる方本当にそういう障害をお持ちの方の立場を、私、この間資料送っていただいたのを事前に読んで、そういうことがあるんだなっていうのを改めて感じたところですよ。

本当にまだ全員、県民のその障害を全員みんなが、把握していないんだなと思って反省いたしました。

それと1点、今後の対応というところになると思うんですけども、私たちも、こういう差別解消の条例ができたということ、皆さん会員さんにお伝えしたいと思っています。そうすると、広報紙を使うことを考えてるんですけど、それはこの条例が施行された時点で、広報紙に載せた方がいいわけですよ。そこを教えていただけたらと思います。

〔事務局〕

香害については、たくさんのご意見をいただいている、困っているというようなことですので、香りで苦しんでる方がいるということ、事例の中に加えるなどして、しっかりと周知して参ります。

あと、条例案なんですが、基本的には議会で提出した時点では、成案となっておりますので、周知は、議会の議決が終わった後、もしくは、4月1日施行を予定しておりますので、それ以降ということで、お願いしたいと思っております。

〔坪谷委員〕

大変立派な条例を作っていただいております。

多分、精神障害というのは、一番差別を受けている立場だと思います。

条例案に、基本理念とか、いいこと書いてありますね。

これから、病院から地域に移行するというような、動きが出て参りますけども、まだほとんど手がついてない段階です。例えば、住まいにしても、そんなに簡単に貸してくれませんし、やっぱり行政がリーダーシップを取って、当事者だと摩擦があると思うから、行政が積極的に、条例は基本ですから、力強い前進を期待しております。

〔丸田委員長〕

大変大事なところご指摘いただいたのかなと思います。

条例の目的を達成する、或いは実現するために、これまでの施策、それから、これから取り組もうとしてする施策をどう推進していくかというあたりのご指摘だったかと思いますが、島田課長からのコメントよろしいでしょうか。

〔島田課長〕

今回の条例の肝のところ、相談体制をしっかりと組んだというところがあります。

今ほどの差別事案について、どんどん相談いただいて、具体的に事業者との間に入って調整等を進めていくことで、一つ一つそういう事案を解決する中で、また理解が深まっていけばと思っておりますし、また、全体の普及啓発ということも、これまでも何回も申し上げますけれども、しっかり行っていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

〔吉井委員〕

今、いろいろな、すばらしい発言、提案がございまして、素晴らしいと思うんですけども、県だけではなく、我々当事者も、もっと、何かすべきことがあるのではないかっていう考えもありまして、私自身、特に啓発活動とか大事じゃないかなと思うんで、何か当事者でもできるようなものがあればと思っております。

〔事務局〕

今、ご提案いただいた通り、まず県は当然啓発活動をして参りますし、市町村の方にもお願いしたいと思っております。

併せて、吉井委員が今ほどおっしゃるように、当事者の方から直接障害について語っていただいたり、ご自分の体験をお伝えいただいたりするというのは、非常に意味のある、大切なことだと思います。

我々も、これから周知啓発活動に力を入れて参りたいと思うんですが、もし現場で説明に行くような時に、もしご都合がつけば、ぜひ一緒に行っていただき、お話をさせていただければありがたいと思っておりますので、その際は、ご協力よろしくお願いたします。

〔佐藤委員〕

今まで、第1回からこの第6回までの会議に参加させていただいておりますが、ちょっと理解できないような難しい条例ですとか、たくさん文章などがありますと、やっぱりそこで、まず、単語を理解するところから始まりますので、目黒委員と意見が重なってしまうんですけど、細かい文章よりも、できたら資料4の②のような、図の説明があった方がとてもわかりやすいです。

今後とも、説明があった場合は、文章よりも、こういう図形の方が、いいと思っております。

〔木村委員〕

第6回までの会議で、皆さんからいろいろな意見が出て、条例ができ上がったので、これから、県民に周知していただいて、この条例が本当に生きるものになって欲しいと願っています。

やはり、文章だけ読んでは本当に難しく、何が差別なのか、どうしたら差別が解消できるのかということが、この文章、条例だけでは、県民に対して理解してもらうことは本当に難しいことだと思います。

障害当事者として、私たちは、好んで障害者になったわけではなくて、本当にこの、慣れ親しんだ新潟県で、人として当たり前前の生活をして、豊かな生活をしていきたいってみんな望んでいるんだと思います。

障害を理解していただけないことによって、誤解が生じて、私たちが差別を受けるということが、今までずっと続いてきたし、これからも続く可能性もあると思います。

具体的にどういう特性によって、どういうことが差別で、どういうふうに合理的配慮していただければ、私たちが、本当に普通の生活ができるかということについて、やっぱり周知活動とか啓発活動がすごく必要だと思います。

先ほど、事務局の方から都合がつけば障害当事者の方も一緒に、という話がありましたけれども、これはもう都合がつけばではなくて、積極的に、どういうふうに配慮していただきたいかということ、直接お話ししたいと、私は思っています。ですので、県として、障害当事者と一緒にとすることで、強く進めていただきたいと思います。

福祉事業で小学校とか行ってお話すると、木村さんて普通の人なんだねって、子どもたちが言います。目が見えない特別な人でなく、私たちと同じで普通に生活してるんだって。だから、そういうお話しする機会を、考えていただきたいと思います。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。

当事者の方々からのご意見は大変共通するものがあるかと思っておりますので、県におかれましては、ぜひよろしく対応いただきたいと思っております。

〔高橋委員〕

パブリックコメントで、すごく多くのご意見も出されていて、実際この香害というの、知ってはいましたが、実際こう声があると重要なところなんだなというふうに感じ

ましたし、条例ができることによって、当事者の方が、今まで声が上げづらかった部分も、きちっと声を上げていいんだということを、改めて感じられるし、条例を活用することで、差別がなくなったり生活しやすくなったりしていければいいのかなというふうに、感じています。

〔高城委員〕

最終案を見させていただきまして、私も黒岩副委員長と同じで、先ほど声もあったように、ちょっと条文がわかりづらいいけれども、他のところでやってくださいというような意見が多かったと思うんですが、結局何か起きたときに、皆様方を支援する方というのは、黒岩副委員長みたいな、法律家の方が行うわけですけれども、法律家はやっぱり、その条文がどうなっているかっていうところを多分重視されると思っていて、副委員長が仰っていたような点、支援のところを削られてしまうと、これがあったときには、ここにこう書いてあるから、できますよねっていうふうに指摘できるわけですけれども。

結局このあっせんってそんなに件数はあるものっていうことは想定されてないと思うんですが、計画、やっぱりこれを出ししないと、その時に積極的にあっせんをしたいと思ってらっしゃる方に対しての支援がちょっと難しいんじゃないかなと思ってまして、法規の方で削られたというところですけども、当然入れたほうがいいと思ってますし、せっかく6回かけて、こういった皆様の意見があったところ、今までの、旧条例案になってたと思うんですが、そこをちょっと法規の一声で、まとめて削られるというのは、非常に残念かなと思いますので、そこは再度協議いただければと思いました。

〔事務局〕

先ほど、島田からもお話しましたように、こちらの方からは、ぜひ入れていきたいと伝えてきたところなんです。審査側は審査側の目線であるところがあったんですけど、ご指摘のとおり、これまで議論を重ねた中で、ここまで積み上げてきたものですので、もう一度、検討して参りたいと思いますし、最終的にそうすると言い切れないところですが、しっかりと声は届けます。

〔芝元委員〕

私は事業者として、この場に参加をさせていただいておりまして、条例案で申しますと第6条ですとか第10条、合理的配慮とか、その辺はしっかりやっつけていかなければならないというふうに考えています。

私はこの場で参加させていただいて、当然、会社としても、しっかりやっていくということは肝に銘じるところですが、当然新潟県内いろんな事業者がございますので、ぜ

ひ県の福祉保健部だけでなく、県庁の中にある、例えば、交通政策局とか、商工部局とか、いろんな部署を通じて、県内の事業者に、この条例の意図がきちんと伝わるようにしていただきたいというふうに思っています。

〔事務局〕

事業者への周知、確かに福祉部局だけだと、伝えきれない団体とか企業も出てくると思いますので、他部局としっかりと連携、協力しながら、確実に事業者団体に届くように、対応して参りたいと思います。

〔徳武委員〕

条例につきましては、パブリックコメント等でいろんなご意見が出ていて、私が気づかなかったところなどもあり、よかったですと思います。

それで、先ほど黒岩委員長の方から、第3条についてご意見がありました。条例を読ませていただくと、今ある第1項から第4項ですね、全ての障害者がというところがひとまとめになっていると、正直申し上げますと、こっちの方が非常に読みやすいと思います。全ての障害者がというところから始まって、こうが必要なんだという基本理念。次に、その中でも障害のあるお子さんについては、ということで読みやすい。これはどっちが正しいとか、いいわるいではなく、その方の立場とか、目線とかによってやっぱり受け取り方とか違ってくるんだと思います。

先ほど、香害のお話もありましたけれども、私も実は、化学物質過敏症の方と以前話をしたことがあります。非常に大変なんだなと思ったんですけども、例えば、事業者とか、障害者の周囲の人間って、見た目でわからないこととか、経験したことがないということ、具体的に申し上げますと、例えば車椅子に乗ってらっしゃる方とか、白杖を使っている方なんかは、何かこう不自由をされているんだなと分かったり、想像できたりするんですけど、化学物質過敏症の方は、症状が出てなければ、そういった方というのはわからなくて、一般の方は、その方が何で困っているのか、どういう配慮をすればいいのかということ、わかりづらいところです。

条例については、提示いただいた通りなんですけど、先ほどからもご意見が出てますし、これをいかにわかりやすい形で伝えていくか。例えば労働局さんが参加されていますが、厚労省の法律とかですと、必ずパンフレットとかで、事業者の方がどう対応したらいいのかというようなものについて、冊子のようなものが必ず出ていて、そういうものを使わせていただいている。障害者の方もそれぞれ、違いますし、いろいろ立場なり、その人の見方によってやっぱり受け取り方も違って来る。そういったものを踏まえて、やはりどういう形で周知していくかというのは、みんな、県だけじゃなくて、私ども

はじめ、みんなで知恵を出し合って進めていく必要があるのかな、というふうに思います。

この検討委員会というのは3月で終了するということですが、私ども経済団体も、周知についてできることってたくさんあると思っていて、例えば事業者に対して、こういうことが必要ですよということの他にも、そもそもこうした条例の趣旨といったところや、こうしたことをやって欲しいとか、広く経営者に周知・啓発をするといった事も出来ますし、そういった取組の橋渡しをするといった事も出来ますので、他部署との連携ってお話もありましたけれども、そんなまどろっこしいことを言わず、ストレートにおっしゃっていただければ、何かさせていただきたいというふうに思っておりますので、そのように使っていただければと思います。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。ぜひ今後の取組の推進に、反映をしていただければと思います。

最終案に関する取りまとめについて、副委員長、それから高城委員からご指摘がありました。法規審査は済んでいるということではありますけれども、この委員会において副委員長、委員からご指摘があったことについては、やはり受けとめていただいて、もう一度、事務局と法規の間で確認なり調整、プロセスを一旦持っていただいて、その上で、各委員にフィードバックをしていただくことは、お願いできますでしょうか。

〔事務局〕

はい。

〔丸田委員長〕

では、今のようなことを前提といたしまして、今日お示しをいただきました最終案については、検討委員会としては了承するというところでよろしいでしょうか。

〔委員〕

はい。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。

〔黒岩副委員長〕

今、委員の皆様からすごくいいご意見が出ていまして、パブリックコメントでも当事者の声をとということで、いくつか出てると思うんですね、No.6 で会議に当事者を入れてほしいとか、No.7 で当事者の生の声を伝えるなどしてほしいとか。委員の皆さんと同じご意見ですよ。あと、No.22 でも障害者目線で構成してほしいという意見が出てますよね。県の対応の中で、当事者目線とか、当事者とともにといったようなことが明記されていないんですけども、せっかくだいたご意見に対して、もっと踏み込んだ答えをしていただけないかなっていうふうに思いました。

〔事務局〕

吉井委員からもお話ありましたし、当事者の方のご意見、また、一緒に参加いただくようなことも必要だと思いますので、いただいた意見に対して、障害者目線でとかを付記して、公表したいと思います。書き方については、お任せいただけたらと思います。

〔徳武委員〕

例えばNo.22、障害者の方に読みやすいというのは、全ての人にとっても、見やすいので、そういう観点からも、ぜひよろしく願いいたします。

## （２）今後の対応について

〔事務局〕

資料6について、説明いたします。

今後の対応ということで、簡単にですが、記載をしております。

上からですが、令和7年2月ということで、パブリックコメントの意見結果を公表いたします。なお、今ほど、黒岩副委員長からご意見いただきましたところも踏まえて、公表いたします。

2月定例会に、条例案を提出いたします。

こちら、2月17日から県議会が始まるので、17日の提出という形になります。

続きまして3月、条例制定ということで、提出された議案が承認されますと、条例が制定されるということです。それに合わせて、事務局といたしましては、条例の周知準備をしながら、制定になったら、周知等々、行っていきたいと思っております。

なお、今ほど、様々な啓発活動についてのご助言もいただきましたが、その他のご意見も、いただけたらと思います。参考にさせていただきながら、対応することを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、令和7年3月31日、今年度をもってですね、本検討委員会については任期満了に伴い、解散ということになります。

令和7年4月1日に条例施行ということで、障害を理由とする差別の解消の推進をさらに進めていくということで考えています。

資料6については以上です。

〔高城委員〕

今回のこの条例の制定が3月で、施行が4月1日ということで、条例の制定が3月の何日になるかは不明なんですけれども、先ほどから皆様が仰っていたように、パンフレット等の作成についてのスケジュール感が非常に大変なのかなと思っておるんですが、もうすでにパンフレットとかの作成もされているのかどうか、そのあたりのスケジュール感についてお聞かせ願えればと思います。

〔事務局〕

パンフレットの準備には取りかかれていない状況です。

ただ、4月1日施行ですので、早急に取りかかり、4月1日には、どこまで細かいものにするのか、わかりやすいものを優先して簡単なものを作るのか、というところはありますが、何かしら周知しやすいものを、作成して参りたいと思います。

〔芝元委員〕

我々、委員の任期としては3月31日をもって満了ということになるわけですが、4月1日の条例施行後ですね、条例の第19条を見ますと、毎年度差別相談に係る事例を分析するすとか、意見を踏まえ、必要な措置を講ずるとかあるわけでございますけれども、例えば、その条例施行後1年後にですね、我々が条例を制定した意図の通りに施行されてるのかどうかみたいな検証をするような場というのはあるんでしょうか。

〔島田課長〕

条例の中に、障害者差別解消支援地域協議会というものが出て参ります。こちらもうすでに常設で、芝元委員にも委員になっていただいている自立支援協議会権利擁護部会を、それに充てております。

名称等をどうするかというのは、これからですけれども、実態として差別解消支援協議会がございますので、条例施行後はそちらの方で、定例的に会議も行って施行状況を把握していきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

〔黒岩副委員長〕

条例ができてから施行まで、時間がないんですけれども、これからは、実際にこの条例を皆が知って、身近な窓口相談に来てくれて、条例が活用されるということが大事になってくるわけなんですけれども、窓口として想定されているところや、地域相談員さんに対する研修、それから、こういった予算を組んでいるのかお聞かせ願います。

〔事務局〕

周知ですが、市町村や地域相談員に対する研修はやるつもりです。こちらについては特段予算をかけるものではなく、通常の業務の中で説明会を開催して、説明するというようなことを検討していきたいと思っております。

ただ、この条例の制定を機に、障害者差別解消の更なる推進のために、相談員の設置とか、新たに予算を組んでいきたいというふうに考えております。まだ本決まりではないのですが、そのように検討をしているところです。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。

この後の20分くらいが大変大事な時間になろうかというふうに思っております。

最後に、検討委員会の振り返りといたしまして、委員の方々から、それぞれ委員就任を通して、条例制定の作業に関わっていただいた、そのことを踏まえて、新しい条例に対する思いですとか、それから、新潟県に期待することなどがありましたら、それぞれの思い、それから県に対する期待するものを、ぜひ述べていただければというふうに思っています。

〔江部委員〕

我々相談支援専門員の中でも、ある意味この条例の内容というのは当たり前のことなんですけれども、一人一人の理解度がやっぱり違うということで、これからは、それが条例として保障しなければならないという根拠になるということで、しっかり会員の方にも周知をしていきたいと思えますし、先ほど視覚障害者協会の方のミュートのところでありましたように、やっぱり他人ごとにしないうというのがすごく大事なことだなど、その方に対してどういうふうに支援するかっていうところを、現在は人口が減ってきて、難しいところではありますが、そういったときに、先ほどからもありましたけれども、当事者の方にも支援する側に入ってもらって、できることを考えていければいいなということを考えながら、検討委員会にずっと参加しておりました。

ぜひ、またできることは協力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔木村委員〕

私は本当にこの条例できたことによって、県民が差別はいけないってことに気づいていただくことになればいいと思っています。

差別解消が進むのであれば、当事者として努力していきたいと思っておりますので、これからも皆さんと一緒に何かやっていければと思っています。

〔小林委員〕

今日いろいろ意見があったわけですが、やはりこれからの周知、新潟市の方でも、第2回目でパンフレットを参考資料でつけさせていただきましたけれども、ぜひわかりやすいパンフレットを作成していただけたらと思いますし、新潟市の方はもうすでに条例が制定されているわけですが、今回の県の条例制定を機に、新潟市の方でも、差別解消に向けた取組を振り返りながら、引き続き、対応していきたいと考えております。

〔小柳委員〕

この条例が制定され、社会の中にインストールされますと、順次アップデートされていくものというふうに認識しています。

いろんな仕組みがあると思いますが、やはり当事者の声を聞いて、条例自体も、そして法も含めて、人間が幸せに生きていくためのツールだと思っていますので、当事者の声や、実際に、その場面場面において、適宜修正していくことが重要なんじゃないかなというふうに考えています。

この制定に当たりまして、医師会といたしましても、各医療機関、医師含めて、周知徹底して参りますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔佐藤委員〕

この会議には、第1回から第6回まで参加させていただきました。

このような場で発言するという機会も、この会議に参加するまでは、なかなか経験がないことでしたので、とてもよい経験になりました。

この令和7年4月1日から条例が施行された後は、少しでも差別がなくなったらいいと思いました。以上になります。

〔芝元委員〕

私は前任からの引き継ぎで、途中から参加させていただきましたけども、このような条例制定の場にかかわらせていただきましたことを御礼申し上げたいと思っております。

す。

まずは、私ども社内でもしっかり啓発活動をしていくとともに、私自身もやっぱりこういう場で皆様からいろんな意見を聞き、まだまだ勉強不足であるというところですので、しっかり今後に活かして参りたいというふうに考えております。

〔高城委員〕

私も途中からの参加となっておりますが、こういった、皆様からのお声があるということ認識させていただきまして、大変勉強になったというところです。

今回、この件は全体的な障害者の方の差別解消の条例ですけれども、労働局では、事業所と労働者間においての、助言・あっせん・指導というものを行っておりますので、そういった周知にも積極的に今後取り組んでいこうと思っておりますのでよろしくお願いたします。

〔高橋委員〕

今回この条例ができ上がって、実際使えるようになって、作ったことで、それがゴールではなくて、いかに活かしていけるかということが大事なところで、私、権利擁護部会の方にも関わらせていただいておりますので、定期的に、どんな相談があったとか、解決があったとか、結果というのをまた県の方で公表していただけたと思いますので、そういったものを活用しながら、当事者からも、何かこうできることもあるでしょうし、何らかの発信もしていける力がある方も多くいらっしゃるの、そういった協力も得ながら、周知活動もしていければいいかなと思っております。

〔坪谷委員〕

先ほど申しましたけども、この基本理念というのは、大変立派でわかりやすいです。

先ほど申しましたけども、精神の立場が非常に立ちおくれてまして、できるだけ差を縮めて、他の障害者と同じようなレベルにいけるように期待しております。

〔徳武委員〕

先ほど申し上げたことと重なってしまうかもしれないんですけども、条例もそうですし、それだけでもないんですが、障害のない人の立場から見ると、差別していいとは、誰も思っていないんだけど、障害のある方が何に困っているのかということが分からない、なかなかそこまで理解が進んでないのが現状だろうと思います。

今回条例が制定されますけれども、これをぜひ一つのきっかけとして差別解消を理解、浸透させていく、広げていくということが大事だと思いますので、私ども、先ほど申し

上げましたけれども、経済団体でありますけれども、できることを、ぜひとも、尽力してまいりたいと改めて思った次第です。

〔畑委員〕

今回、こうやって条例を作って、大変いいものができ上がったんだと思うんですけども、これはあくまで基本的な考え方であって、これをうまく武器にしてと言ったら言葉が正しいかわからないんですが、これをうまく使っていくっていうことも大事になってくるかなと思っていて、支援者の立場で考えていくと、こういったものをうまく使っていく。武器は持っているだけでは意味がないので、これをどういうふうに使っていくのかというのを、考えていかなければならないのかなと思います。

そういうことであればやっぱり何度も何度も使っていく、それを評価していくということも必要だと思いますし、そういうことであればやっぱり全体に周知をしていくってことがとても大事だと考えておりますので、その周知の仕方というのは、引き続きやっぱり考えていかなきゃいけないと思います。

〔古澤委員〕

条例制定の貴重な機会に参加させてもらいまして、大変ありがとうございます。

今までも、差別解消の体制はあったんですけども、やっぱり条例という形で、やっぱり県民の皆様が見やすいように文字にするというのはすごく大事な意味があることだと思いますが、このパブリックコメントの中でも、化学物質過敏症の方から意見が出るというあたりで、やっぱり差別って無理解からくるんだろうなというのはあるんですね。だから、条例ができたことが解決ではなくて、解決に至るやり方ができたということで、やっと新潟県の差別解消のスタートラインに立ったなという形が見えてきたかなと思います。

この条例に則って取り組んでいくことで、やっぱり理解が進む、住みやすい新潟県につながっていくんだろうなと思いますので、やっぱり周知というのが大事だと思いますし、それでもやっぱり相談に来てくださる方というのは、すごい覚悟を持って来ていると思いますので、それを受けてもらう担当者の方、県や市町村の相談窓口を見ますと、やはり福祉課じゃなくても、やっぱり一般課みたいなところもありますので、担当者の方も、相談内容を受けとめていただき、黒岩副委員長も言われた通り、研修というのは大事だと思います。条例をもとにして、これから体制を整えていくことがミッションになるかと思うので、いろんな方と協力しながら、住みやすい新潟県としていけたらと思います。

〔皆川委員〕

6回参加し、私たち知的障害者の親として、割と控え目に生きてきたところなんですけども、条例もできましたし、本当に差別がない世の中になっていただけることを期待して、小学生からわかりやすいパンフレット、今の小学生たちがそういうのを見て、差別はいけないんだという、こどもたちって、わからないわけでもなく、何か面白く差別してるっていうところはあるかと思うんですけども、こどもの時から差別のことが理解できるようになっていたら、本来はこういう条例がなくても、皆が差別されなく生きていくのが本来なので、そういう世の中になったらいいなと思います。

あと、もう1点、皆さん障害のことがわからないっていうところがあって、本当に何回も出てきてるんですけど。新潟市手をつなぐ育成会の親御さんたちで、ブリッジという団体で、障害を理解してもらうために、こういうことが私たちにとって困ってるんです、というのを、お母さんたちが障害者目線で分かっていたくための活動をやっているそうです。今その方達、小学校や警察など、いろんなところに頼まれてやっていただいています。

またそういう方たちが、いつでも呼ばればやりますと言っていただいていますので、ぜひ、またそういう団体にも声をかけていただくと、ありがたいかなと思います。

本当にわかりやすく、やっていただいていますので、親としても、我が子を育てていながら、知らないうちに、こういう差別を親がしてたんだなっていうのを、理解もできているところですので、ぜひよろしく願いいたします。

〔目黒委員〕

今回、この委員に選んでいただきました。本当にありがとうございます。

また、私、県障害者施策推進協議会の委員も兼ねており、そちらの方にも参加させていただいております。

やはり聴覚障害、目で見てわからない障害、例えば補聴器を見て、または手話を使っているところを見ればわかりますけれども、やはりそういうことに対しての浸透はまだまだだと思います。

皆さんの方から、きちんと理解できるようになって欲しいし、そしてそのためにも、私たちの団体としてできることがありましたら、ぜひ、お手伝いさせていただきたいと思います。例えば、市民の皆さんに手話をし、覚えていただくとか、聞こえないということはどういうことなのか、そういうことをきちんとお伝えできる場、そういうことがあれば、ご協力させていただきたいと思います。

〔吉井委員〕

私、35年前、19歳の頃から統合失調症になりまして、特に精神病というのは、幻聴、幻覚妄想、ちょっと奇妙な、普通ではちょっと考えられない、想像できないような、そういう状態も、鬱は何となく理解してもらいますけども、躁状態となると、ちょっとわからないっていうか、怖いっていうか、やっぱり、先ほどもおっしゃってましたけどわからないってことはやっぱり怖い、わからないから怖いということになりますので、我々も何か機会がありましたら、どんどん自分の障害のことを皆さんに理解してもらえるように、私達の自分自身の言葉で伝えていけたらいいなと思っております。

〔黒岩副委員長〕

今の皆さんの話聞いてるだけでも、これを県民の皆さんに聞いて欲しいなと思う話だと思うんですね。

なので、研修はちゃんと予算をつけ、当事者の皆さんの話を聞いていただくような研修をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、広報についても、ホームページに載せればOKではなく、しっかり予算をつけた広報活動をお願いしたいと思っています。

これまで、条例ができたときはすごい熱なんですけども、それが覚めていくというのをもたくさん見てきました。そうならないようにするためにどうするかというのを作る時から、考えなければいけない。書いてなくてもわかるよねということは、その人たちの記憶で、担当者が変わると消えていってしまうものなんです。なので、必要なことは必ず条例に書き込んでいただきたいというふうに、思います。

これまでの検討会、本当に勉強させていただきました。皆様ありがとうございました。

〔丸田委員長〕

本当に重ねて、何回もありがとうございましたという感謝の言葉を、述べたいと思います。

実は私も障害者なんです。内部障害者で、いろんな理不尽な思いをあちこちでできております。何を申し上げたいかと言うと、今、黒岩副委員長からお話ありましたが、障害者がそれぞれ自分の障害の状態なり、置かれてる環境の中で、理不尽な思いをしている主観的なこの体験の事実というのはたくさんあるんだろうというふうに思います。

そういう意味で、条例を推進していくに当たっては、障害のある方々一人一人の体験に基づく主観的な事実をぜひ大切にさせていただいて、今ほど、研修と話しもありましたが、研修の場或いは啓発の場で、障害のある方々一人一人の主観的な体験の事実をぜひ大切にさせていただきたいというのが、障害当事者、或いは、関係者の立場からのお願いになります。

そんなことを考えますと、繰り返しになってしまうんですが、この検討委員会で各委員の方々から、お出しいただいた意見の一つ一つ、さらには、タウンミーティングでお聞かせいただいた当事者や関係者の方々の意見の一つ一つ、そして今日ご紹介をいただきましたパブリックコメントを通して県民から寄せられた、意見や要望の一つ一つに、やはり丁寧に、大切に取扱っていただければなど。それがやはり基本になるのかなというふうに思いますので、重ねて委員の方々のご発言、それからタウンミーティングの場面におけるご発言、そして、パブリックコメントを通した県民の方々のご意見やご発言と丁寧に向き合っていて、ぜひ、この条例を通して、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりを、一緒になって目指していきたいなという決意を今日改めて感じました。ありがとうございました。

議事は以上になります。

委員の皆様には、これまで条例制定の検討にあたり、それぞれの経験に基づいた、そして、幅広いご意見をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。

事務局におかれましては、本日の会議を含め、これまでの委員のご意見等を踏まえ、条例の制定を機にして、障害を理由とする差別の解消の更なる推進に向けて、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

〔事務局〕

最後に、島田課長からご挨拶いたします。

〔島田課長〕

事務局と一緒に参加しておりました和田部参事が今日も参加する予定だったんですが、けれども、他の業務と重なっております、終わり次第ということだったんですが、間に合いませんでしたので、委員長に締めていただいた後でまた恐縮ですが、一言御礼のご挨拶を私の方からさせていただきたいと思います。

まず、丸田委員長、黒岩副委員長はじめ各委員の皆様におかれまして本当に6回にわたる検討委員会、大変ありがとうございました。

また、個人的な感想になりますけど、私もずっと障害福祉課に長く勤めておりまして、この差別解消に関する条例、一つの懸案事項でありましたので、ようやくここまで来たなということで、感慨深いものがございます。

進め方も、委員の皆様のご意見をいただいて、タウンミーティングの開催ですとか、意見照会等なるべく丁寧にさせていただいたつもりで、本当にたくさんの意見をいただきました。

数えたら、第4回の委員会以降、パブリックコメントまでの間に、タウンミーティン

グ等で140件ぐらいの、まとめてお答えしましたが、本当に多くのご意見をいただき、一つ一つを事務局としては受けとめて、条例案に入れられるものについては反映をして、というふうな取組を丁寧にしてきたつもりです。

プラス、今回またパブリックコメントでもいただいたということで本当にたくさんのご意見をいただき、プロセスを踏むことができてよかったなど改めて思っているところです。

施行がゴールではなくて、これからが大事だというお話をたくさんいただきましたので、また今日いただいたご意見も踏まえて、今度はですね、条例の施行に向けて、また条例施行後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

検討委員会は今年度で解散になりますけれども、それぞれの委員の皆様には、障害者施策推進協議会、自立支援協議会、権利擁護部会、それぞれの委員になっていただきますので、そちらへのご参加を通じて、ぜひ今後ともご協力を賜りたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

〔事務局〕

それでは以上をもちまして、第6回新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会を閉会いたします。長きにわたりまして、大変ありがとうございました。

これからもどうぞよろしく願いいたします。

## 5 閉会